

平成 28 年 12 月 15 日

中央環境審議会循環型社会部会  
廃棄物処理制度専門委員会委員長  
大塚 直 殿

中央環境審議会循環型社会部会  
廃棄物処理制度専門委員会委員  
永井 良一

### 「電子マニフェストの普及拡大」に関する意見

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。  
平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、第7回廃棄物処理制度専門委員会にあたり、「電子マニフェストの普及拡大」について、下記の意見を提出致します。

なお、下記の意見は、環境省が別途設置している「マニフェスト制度総点検に関する検討会」におけるこれまでの議論を踏まえ、同検討会に（公社）全国産業廃棄物連合会が派遣している委員から12月8日に環境省産業廃棄物課宛に提出した意見と同様の趣旨であることを申し添えます。

#### 記

1. 「電子マニフェストの普及拡大」において提案されている電子マニフェストの使用の一部義務化は、その前提として、マニフェスト制度の運用状況について点検・総括された後、電子マニフェストの使用義務付けの必要性・対象範囲、少量又は少頻度の排出事業者・零細な収集運搬業者への措置、並びに工程表等が関係者の間で合意形成される必要があると考えております。

このため、まずはマニフェスト制度の運用について改善の方向及び電子マニフェスト義務化にあたっての上記の課題解決策を明らかにする必要があります。その上で、運用改善のみならず電子マニフェストの義務化に関する結論を出すべきであると考えます。

2. マニフェスト制度総点検に関する検討会は「マニフェスト制度の運用についての点検」との位置付けですが、いまだ点検結果の結論を出すまでの議論には至っていない状況であると聞いています。拙速に結論を出すのは適当ではないと考えます。

3. 電子マニフェストの適正な運用のために、特に以下の法的措置が必要であると考えています。

- 排出事業者には課せられている、産業廃棄物の引き渡し後の登録期間（廃棄物処理法施行規則第8条の31の3）を短縮すること。（なお、平成28年6月15日第2回廃棄物処理制度専門委員会では、（公社）全国産業廃棄物連合会から「引渡した日の翌日」として頂くように要望しておりますが、早い段階で紙マニフェストと同様に引き渡しと同時に登録することを義務付ける必要があると考えています。）
- 産業廃棄物収集運搬業者及び処分業者に課せられている運搬又は処分の終了時の報告期限（廃棄物処理法施行規則第8条の34）には祝休日を含めないこととする。
- 産業廃棄物を引き渡した後、排出事業者が情報処理センターへの登録期限（廃棄物処理法規則第8条の31の3）を順守しない場合には、管理票不交付に該当することとし、当該排出事業者には管理票交付義務違反（廃棄物処理法第29条第3項）の罰則を適用すること。
- 情報処理センターへの、委託に係る産業廃棄物の種類及び数量、運搬又は処分を受託した者の氏名又は名称その他環境省令で定める事項の登録は、排出事業者の義務であることを明確化すること。
- 排出事業者が情報処理センターへの登録期限（産業廃棄物の引渡し後3日以内に登録すること）を順守しないことに起因する、産業廃棄物処理業者の管理票運用に係わる責務（管理票の交付を受けていないにもかかわらず引き渡しを受けたこと、産業廃棄物処理業者に課せられている管理票への記載・回付・送付・その他の責務、産業廃棄物処理業者に課せられている情報処理センターへの報告等）の不履行については、産業廃棄物処理業者への罰則の適用を除外すること。

以上